

学生やその関係者に感染が確認された場合の対応

北区保健所と連携して対応を確認するが、原則として次による。

1. 学生が感染した場合

本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、出席停止とする。

2. 学生が濃厚接触者となった場合

感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間を出席停止とする。

なお、同居人（家族）が濃厚接触者となった場合は、保健所の判断による。

3. 授業対応

(1) 学生が感染した場合

在籍するクラスが使用する号館全体を翌日は休業とし、早期に遠隔授業に切り替え授業を再開する。その他の号館は現状を維持する。ただし、感染者の活動の態様を確認したうえで、休業する範囲を縮小する場合がある（例：①在籍するクラスのみ翌日休業 ②在籍するフロアのみ翌日休業）。なお、保健所の指導がある場合はこの限りではない。

(2) 学生が濃厚接触者となった場合

上記に準じ翌日を休業とするが、その範囲は縮小される。

4. 学生レストラン「SORA」の対応

学生の感染が確認された場合は、営業を休止する。休止期間や消毒作業については、保健所の指示による。なお、学生が濃厚接触者となった場合は、保健所の指示による。

5. 出席停止の解除

(1) 学生が感染した場合

医師等の判断により完治したことが確認された場合、出席停止の解除を指示する。

(2) 学生が濃厚接触者となった場合

感染者と最後に濃厚接触した日から15日目に風邪等の症状がない場合は、出席停止の指示を解除する。

※出席停止が解除されたことにより、遠隔授業等の形態を感染等発覚前状態に戻すことを可能とするが、保健所の指導がある場合は、この限りではない。

以上